

## 19 基準認証等関係

### ア 共通的な指針に基づく見直し

#### (イ) 国の代行機関

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行 (内閣官房、総務省、関係府省)	(内閣官房) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措置を講ずる。 (総務省) 上記閣議決定に基づき、関係府省における検査・検定等の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調査結果については「公益法人に関する年次報告」において公表する。	平成17年度末までの できる限り早い時期に 実施	8月公表 予定	◎	(総務省) 推薦等に係る事務・事業は、平成17年度末までに1制度を除き、措置済みとなり、この1制度についても、平成17年度をもって講習の対象となる未受講者がいなくなったため、平成18年度には実質的に講習は行われていないものである。やむを得ない事情による該当者がいる可能性があるため、制度上残っているところであるが、実質的に実施計画に定められた措置はすべて実施されている。 総務省において、平成18年度、19年度ともに、フォローアップを行い、調査結果を「公益法人に関する年次報告」において公表した。(平成19年7月に公表済み)

#### (ウ) 性能規定化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①危険物施設の保安検査 (総務省) 〈危険エ③の再掲〉	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号)】 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第6号)】	一部措置済 (平成17年 4月施行)	一部措置済 (平成18年 4月施行)	可能な 事項から 逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【危険・保安関係】ウ①に移行)
③軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) 〈運輸ア⑰の再掲〉	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検 討			〈運輸ア⑰の掲載〉

(I) 国際的整合化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	17年度	18年度		
②自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省)	我が国での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、我が国の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。	逐次実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)①に移行)
③ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)	ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でUN/ECE/WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案し検討を行う場を設定する。	検討	検討	検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)②に移行)
④通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極的推進 (総務省、経済産業省、外務省)	通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。	必要に応じて検討・措置				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)③に移行)
⑤化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省) 〈流通ア③の再掲〉	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施				〈流通ア③に掲載〉
⑥食品添加物の指定品目の拡大 (厚生労働省)	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。 【食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第181号)】 【平成16年5月27日付通知(府食第590号)ほか】 【食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第95号)ほか】	一部措置済 (12月施行)	一部措置済 (4月以降 順次実施)	結論を得たものから 順次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)④に移行)
⑦医薬品等の製造に係るGMP基準 (厚生労働省)	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP(Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準)の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	交渉結果を踏まえ速やかに実施				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑤aに移行)
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	外国からの要請を受けて対応				(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑤bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑧医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑥aに移行)
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	要請を受けて対応			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑥bに移行)
⑩JIS規格の整備 (経済産業省)	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	必要に応じ実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑦に移行)
⑪ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 (厚生労働省)	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	国際保健規則の見直しを踏まえて検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(ア)⑧に移行)

### (カ) 重複検査の排除

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
○強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省)	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】ア(イ)①に移行)

### イ その他(検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
①JIS制度の改善 (経済産業省及び関係府省)	関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。	継続的に検討・逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ①に移行)
②電気用品安全法に関する規制の見直し (経済産業省)	国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図る。	適宜実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ②に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
③医薬部外品の承認基準の拡充 (厚生労働省)	医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ③に移行)
⑮定格電流60Aの電子式単独計器の検定有効期間の見直し (経済産業省)	「計量法に規定する特定計量器技術基準のJIS化に関する調査研究委員会／電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る技術基準のJIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検討する。	検討	検討・結論	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ④に移行)
22 時間帯別電力量計の検定の見直し (経済産業省)	時間帯別電力量計の検定を廃止することは困難であるが、当該検定作業の効率化等による手数料の見直しについて平成17年度も引き続き行う。 また、型式等が異なる場合でも、構造的に計量値の誤差が生じず、その適正が型式試験のみで確認が可能であるかについては、十分な技術的検証がなされるべきであり、必要となる検討も行う。		検討	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基準認証等関係】イ⑤に移行)